

客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会

令和元年7月30日

【鈴木振興課長】 では、定刻となりましたので、ただいまから客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところ御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。私は司会進行を担当させていただきます振興課長の鈴木でございます。よろしくお願いします。

客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会では、昨年度から客船ターミナル等及び船舶給水施設に加えまして、公共外貿コンテナふ頭施設等も評価対象施設となっております。評価委員会の前半部分では客船ターミナル等及び船舶給水施設について、後半部分では公共外貿コンテナふ頭施設について審議いたします。

まず、客船ターミナル等及び船舶給水施設を御審議いただく委員の皆様を御紹介申し上げます。

松田千恵子首都大学東京経済経営学部教授でございます。

【松田委員】 よろしくお願いします。

【鈴木振興課長】 村上寛日本外航客船協会安全対策委員会委員でございます。

【村上委員】 よろしくお願いします。

【鈴木振興課長】 金子邦博公認会計士でございます。

【金子委員】 よろしくお願いします。

【鈴木振興課長】 相田佳子東京都港湾局港湾経営部長でございます。

【相田委員長】 よろしくお願いします。

【鈴木振興課長】 大野克明東京都東京港管理事務所長でございます。

【大野委員】 どうぞよろしくお願いします。

【鈴木振興課長】 以上、5名でございます。

なお、委員長は、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会設置要綱に基づきまして、相田佳子東京都港湾局港湾経営部長とさせていただきます。

本委員会は、委員会設置要綱に基づきまして、審議を公開とし、別途、議事録も公開させていただきます。

また、本日は全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして、確認させていただきます。

まず、会議次第と座席表でございます。次に、資料1「施設別評価項目・評価基準」、それと、資料2の「客船ターミナル等指定管理者 管理運営状況等の一次評価結果」をA3の水色のファイルにとじてございます。また、資料3でございます「指定管理者の管理運営状況評価について」、配付をいたしております。

なお、お手元に「平成30年度評価資料」を御用意させていただきましたので、御活用いただければと存じます。

それでは、議事に先立ちまして、委員長より御挨拶があります。

相田委員長、よろしくお願いいたします。

【相田委員長】 港湾局港湾経営部長の相田でございます。委員の皆様には、御多忙にもかかわらず、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等評価委員会委員への御就任をいただき、誠にありがとうございます。また、常日頃、港湾事業の推進に一方ならぬ御理解、御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

客船ターミナルをはじめ、海上公園等の施設で導入されました指定管理者制度も、今年度で14年目を迎えました。客船ターミナル及び船舶給水施設につきましては、平成28年度から3期目の指定期間に入っております。また、29年度からは、新たに公共外貿コンテナふ頭施設につきまして、指定管理者制度を導入いたしました。東京都は公の施設の設置者として、その執行に責任を有するということから、更なる利用者サービスの向上や、安全管理面の徹底のために、毎年度、指定管理者の管理状況について評価を実施しております。

本委員会では3期目の3年目となった昨年度の客船ターミナル等及び船舶給水施設、並びに29年度から新たに指定期間に入りました公共外貿コンテナふ頭の管理運営状況について評価を行っていただくことになっております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には活発な御意見と御審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木振興課長】 それでは、本委員会の進め方につきまして御説明いたします。こちらの資料3を御覧ください。本委員会において評価していただくのは、平成30年度の客船ターミナル施設及び船舶給水施設の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、事務局から一次評価について説明をさせていただきます。

一次評価は、資料3にございます評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき、都が行ったものです。その後、質疑応答を経て、委員の方々に一次評価を検証していただきまして、専門的な観点から各施設の管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと考えております。

二次評価は、平成30年度評価より、従来のS、A、Bの3段階評価から、S、A+、A、Bの4段階評価へと評価基準が変更されております。管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設につきましてはS、管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設につきましてはA+、管理運営が良好であった施設についてはA、管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設につきましてはBという4段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づいて、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知いたします。併せて、評価結果の概要はホームページ等で公表いたします。

このように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。進行を委員長にお願いしたいと存じます。

相田委員長、よろしくお願いいたします。

【相田委員長】 では、議事に入らせていただきます。

当委員会は、ただいま御説明したように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から評価をしていただくものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

初めに、一次評価の確認項目・評価基準、評価の方法について、事務局より説明をお願いいたします。

【吉田ふ頭運営課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。すみません。座って説明させていただきます。

まず初めに、客船ターミナル等指定管理者の評価項目・評価基準、評価の方法につきまして御説明いたします。

お手元の水色のファイルの資料1「施設別評価項目・評価基準」を御覧願います。A3横長のファイルでございますけれども、評価項目の区分でございますが、左肩の大項目は管理状況及び事業効果となります。この大項目をそれぞれ4項目の中項目に分け、さらに、確認項目として、晴海客船ターミナルは34項目、有明、青海、竹芝の各客船ターミナル

は32項目を評価しております。

岸壁給水・運搬給水につきましては、施設の内容・事業形態が客船ターミナルとは異なりますので、実態に合わせた24項目を確認項目として評価しております。

評価に当たりましては、業務が基本協定・管理運営基準・業務実施計画、各関係法令等に基づき適切に履行されているかを、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の確認、指定管理者との打合せ会におけるヒアリング、職員による各現場における実地検査の結果等を基に総合的に評価しております。

評価の方法、採点につきましては、各確認項目について3段階で評価を行っております。水準を上回るが2点、水準どおりが1点、水準を下回るがゼロ点といたします。年間計画に掲げたものを実施していれば水準どおり、実施されていなければ水準を下回る、特筆すべきものがある場合には水準を上回るということで配点をしております。

また、都が重視する施設の有効活用やにぎわい創出など、指定管理者による事業実施のインセンティブを働かせるため、2つの大項目のうち、事業効果におきましては配点の比重を1倍から2倍へと高くしております。

資料の2枚目を御覧ください。

特記事項につきましては、特に評価すべき点や特筆すべき成果、努力が認められる点、一層の取組が望まれる点などについて記載することになっております。また、要改善事項等につきましては、改善を要する点及び改善が望まれる点につきまして記載することになっております。

次の一次評価結果につきましては、評価項目が全て中位の評価を受けた場合の得点を標準点とし、各確認項目の評価の合計点を出示します。

標準点の1.33倍（小数点以下切上げ）以上の場合はS、標準点の1.25倍（小数点以下切上げ）以上、Sよりマイナス1点以下の場合はA+、標準点の0.88倍（小数点以下切捨て）以下の場合はB、Bよりプラス1点以上、A+よりマイナス1点以下の場合はAとなります。

続きまして、確認事項の1、指定管理者の財務状況につきましては、指定管理者が業務を継続して遂行するために必要な経営基盤を有し、安定的な管理運営が可能であるかどうかの確認を行います。

また、2の特命要件の継続につきましては、指定管理者選定時の特命要件が継続しているかの確認を行います。

以上で、評価項目・評価基準、評価の方法につきましての説明を終わらせていただきます。

【相田委員長】 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、各施設の評価に移りたいと思います。先ほど御説明いたしました評価の方法に基づき、施設の所管局である港湾局が一次評価を実施してございます。これを基に審議を進め、本委員会において二次評価を決定いたします。

初めに、客船ターミナル施設の評価について、事務局から説明をお願いいたします。

【吉田ふ頭運営課長】 それでは、資料2の「客船ターミナル等指定管理者管理運営状況の一次評価結果」を御覧ください。資料1と同じA3横長のファイルにつづってございます。

続きまして、こちらの青いファイルの指定管理者評価資料を御覧ください。この評価資料につきましては、見出しのとおり、晴海、有明、青海の客船ターミナル施設等、竹芝客船ターミナル施設、船舶給水施設に分け、それぞれ評価項目ごとに取組等を記載した年度報告書及び別紙附属資料を取りまとめ、目次に従いページを付させていただいております。

それでは、晴海客船ターミナル施設でございます。

初めに、大項目の管理状況の第1の項目、適切な管理の履行についてでございます。評価資料79ページを御覧ください。

人員配置につきましては、人員配置計画に沿って適切に履行されていることを現場事務所訪問及び事務分担により確認しております。

次に、評価資料の1ページを御覧ください。

客船寄港数ですが、今回の指定管理期間前の平成27年度が22隻だったのに対し、平成30年度には38隻と、約73%増加しております。また、東京2020大会を控え、視察受入れ等も平成29年度の84件から146件と、約74%増加しております。

こうした中、客船の停泊時間等に応じまして、臨時職員について、当初計画に比べ、約2倍に増員し、入出港や停泊日の大幅なスケジュール変更に際しましても、早朝や夜間にも配置するなど、乗客サービス向上を図るため、柔軟に対応しております。

人材育成の取組では、評価資料1ページにございますとおり、クレーム対応研修、接遇研修、上級救命講習等を受託者及び臨時社員も含め、積極的に受講し、サービスの向上に取り組んでいることを確認しております。

施設の使用許可等につきましては、評価資料 80 ページを御覧いただきたいと思いますけれども、東京都港湾管理条例などに基つきまして、申請内容を審査して適正に許可しておりますけれども、平成 30 年度の実績は約 2 万 7,000 件と、対前年比約 25 %の減となっております。これは港湾局によりますターミナルの大規模修繕によりまして、平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までホールを閉鎖していたこと、あと、ターミナル周辺での防潮堤工事に伴いまして、大型駐車場の駐車台数が減少したことなどによりまして、減少しております。

施設の維持補修・修繕、施設の警備、施設の清掃、施設の緑地管理及び施設の維持管理につきましては、評価資料の 86 ページから 88 ページにわたりますけれども、修繕・工事台帳や委託一覧表などのとおり、指定管理者が各専門業者へ委託して業務を遂行しております。各業務の内容が管理運営基準に基づいているか否かにつきましては、各委託契約の仕様書により確認しております。

また、毎月の履行につきましては、評価資料 89 ページ以下の年間作業実施計画・予定表に基つきまして、例月の管理運営月報、施設不良報告及び経過報告により確認しております、適切に実施されております。

この中で、施設の維持補修・修繕につきましては、評価資料 2 ページを御覧いただきたいんですが、ターミナルが老朽化していることを踏まえまして、施設の安全性を確保するため、客船入港隻数や視察受入れ等が増える中におきまして、当初計画額 2,000 万円に対しまして、約 3,300 万円、執行率 166 %になりますが、執行しております。

修繕に当たりましては、日程について、客船入港やホールの貸出し等を考慮しまして、関係者と調整した上で執行しており、このほか新たに雨天時や夜間の特別点検も行っております。

以上から、適切な管理の履行につきましては、人員配置と施設の維持補修・修繕につきましては、水準を上回るといたしまして、その他 6 項目につきましては、水準どおりと評価いたしました。

続きまして、中項目第 2 番目の安全性の確保についてでございます。防災・防犯への配慮、緊急時対策、施設・設備管理に関する書類等の整理及び事故への対応でございます。評価資料 4 ページ以下を見ていただきたいと思います。

防災・防犯への配慮、緊急時対策につきましては、緊急時アクションマニュアルに基づいた自衛消防訓練や船舶給水設備取扱訓練の履行。初めて臨港消防署主催の自衛消防活動

審査会への参加などもしております、防災等への体制整備や緊急時対策も適切に行われております。また、日常業務時におけます緊急時対応につきまして、救急ファイル、救急車・消防車要請の緊急マニュアル等が常に提示されております、事故への対応等に係る緊急連絡体制も整っており、施設の安全性は適正に確保されております。

以上から、安全性の確保の各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

次に、中項目第3番目の法令等の遵守でございます。評価資料11ページを御覧いただきたいと思いますが、個人情報の保護及び情報公開については、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理されております。また、関連する研修に積極的に参加するなど、適切な管理が行われております。

このほか指定管理者におきましては、ネットワークシステムの情報セキュリティ対策を強化するため、データをセキュリティレベルの高い専門会社に管理してもらうというクラウド化を導入しております、大規模災害時等による被害リスクの回避を図っております。

以上から、法令等の遵守の各確認項目は、個人情報保護・各種法令等の遵守等は適切に履行されておりますので、水準どおりと評価いたしました。

次に、中項目第4番目の適切な財務・財産管理でございます。評価資料12ページを御覧いただきたいと思いますが、平成30年度計画額は約2億9,700万円となっておりますけれども、予算範囲での適切な執行につきましては、業務実施報告等によりまして確認しております。一方、都の収入となる使用料につきましては、評価資料80ページ以下のとおりでございます。

先ほど御説明しましたとおり、ターミナルの大規模修繕、ターミナル周辺での防潮堤工事による駐車場台数の減などによりまして、ホールや駐車場、写真撮影が件数、使用料ともに前年度比で減少しております。

物品等の管理につきましては、適切に管理されております、物品報告書にて確認しております。また、経理・現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、適切な財務・財産管理の各確認項目は、水準どおり適切に行われていると評価いたしました。

続きまして、大項目、事業効果の第1番目の項目、事業の取組でございます。評価資料の13ページ以下を御覧ください。

自主事業の企画、実施、成果についてでございますけれども、指定管理者では客船ター

ミナル施設自主事業運営基準に基づきまして、新たに2件の自主事業を実施しております。

客船寄港数や視察受入れ等が増加する中におきまして、文部科学省との共催により、子供たちによるフリーマーケットであるキッズフリマ、そして、親から子供たちへ昔の遊びを受け継ぐきっかけとなる昔懐かし遊びを実施しております。親子連れなどでのにぎわいの創出をしております。また、晴海オータムフェスティバルでは新しくアーティストと小学校の児童による絵画の共同制作など内容を拡充し、多くの人に満足していただいております。このほか、日本のおもちゃ文化のPRを目的としまして、カプセル自動販売機ガチャガチャも新規に設置しております。

次に、利用者サービス向上に向けた取組についてでございますけれども、近年のクルーズブームの高まり、また、港湾局としても積極的に客船の誘致を推進している中、年々客船の入港数は増加しております。平成30年度は対前年度比で4隻増の38隻の入港がございました。特に、「コスタネオロマンチカ」など、乗客定員1,000名を超える客船の入港が増える中、評価資料18ページを御覧いただきたいんですけれども、夜間の入国審査時におきまして、ラウンジで長時間待たされている乗船客のお子様が快適に過ごせるスペースとして、新たにキッズスペースを設置するとともに、客船寄港時には下船客の交通利便性を確保するため、タクシー協会への依頼を行うだけでなく、タクシーのターミナルへの誘導も行っており、お客様の利便性向上に向けて取り組んでおります。

このほかにも、新たに館内全てのごみ箱に4か国語表記の分別シールの貼付、だれでもトイレ内にベビーチェアの設置、大型ロッカーの設置を行うとともに、Wi-Fiの使用可能エリアの拡大、周辺工事による大幅な動線変更に伴いまして、警備員の配置数を増員し、スムーズな下船と安全な誘導などを行っております。

客船入港数増加の中においても、適切な対応を行いつつ、利用者サービスの向上に向けた施設面、ソフト面での取組について創意工夫による更なる向上を目指した取組を推進しております。

続きまして、利用促進への取組としましては、評価資料44ページ以下を御覧いただきたいと思いますが、晴海客船ターミナルPRのためのスタンプクルーズ等を新たに実施しております。晴海客船ターミナル独自のデザインで、御朱印帳のようなスタンプ帳を制作し、お客様に無料で配布を行っているほか、東京港ホームポートに認定している客船のスタンプの制作をしております。また、次港である島根県浜田港の岩見神楽の披露による観光PRの実施など、お客様にとって魅力ある広報活動等を実施しております。

こうしたターミナルでの取組などの情報発信によりまして、ツイッターのフォロワー数については、前年度末2,310名だったのが、平成30年度末には3,045名と大きく伸びております。

以上から、事業の取組については、自主事業の企画、実施、成果、利用サービス向上に向けた取組、利用促進への取組は、全て水準を上回ると評価いたしました。

次に2番目の項目、利用の状況でございます。評価資料の96ページ以下を御覧ください。

平成30年度の乗降客数は4万4,656人、平成29年度は3万5,372人でしたので、約9,000人、約26%の大幅増となっております。また、客船入港隻数も前年度に比べ、4隻増の38隻の入港となっております。

施設の利用につきましては、評価資料53ページを見ていただきたいと思います。来館者数は乗船客と一般利用は増加しているものの、その他の項目については減少しております。

また、評価資料55ページのとおり、使用許可件数につきましては、映画等撮影は同じ件数でございまして、一般使用とボーディングブリッジは増加しておりますが、その他の項目は減少しております。これらの減少につきましては、先ほども御説明しましたターミナル改修工事や大型駐車場スペースの減少などの影響があるものでございます。

しかしながら、それらの状況におきまして、ホール使用におきましては、大型イベントである東京国際合唱コンクールのパーティーとライブビューイング企画を誘致し、2日間で約2,200人に利用していただいております。

以上から、利用の状況の各確認項目につきましては、水準どおりと評価いたしました。

続きまして、第3番目の項目、利用者の反応でございます。

適切な管理の履行におきまして述べましたように、接遇マナーやお客様視点を徹底していることによりまして、評価資料110ページ以下のとおり、アンケート回答数等のとおり、晴海客船ターミナルで539件のアンケートを取得しておりますけれども、利用者から接客対応などで大きなクレームは出ておりません。設備面の管理につきましても、アンケート結果から全体的に良好であると判断いたしました。利用条件につきましては、管理運営基準に基づく管理がなされております。

イベント等の企画内容につきましては、評価資料65ページ以下を見ていただきたいと思いますけれども、四季が感じられる空間を演出する等、創意工夫を行いながら、業務実

施計画に基づき自主事業を履行しており、アンケートも十分取得し、満足度調査もおおむね良好との回答が多くなっております。

これらに加えて、東京港のホームポート認定客船2隻について、平成29年度に1隻、平成30年度に2隻目の記念画を浮世絵風に制作し、スタンプと併せて江戸絵画の掲示を行っております。

このほか、客船ターミナル友の会では、交流会などの実施によりまして、会員数は前年度より107名増え、684名となり、一般の方も含めた見送りは約2,500名となっておりますので、クルーズ機運の醸成にも貢献できていると考えております。

以上から、利用者の反応につきましては、イベント等の企画内容は水準を上回るとし、その他3項目は水準どおりと評価いたしました。

最後に、第4番目の項目、行政目的の達成でございます。評価資料60ページ以下に記載されております。

客船の入出港時間の変更等に対しましても混乱が起きないように、船舶代理店や旅行代理店と連携し、安全かつ快適な乗下船の実現、入管、税関手続スペースの設置協力など、船舶の円滑な施設利用、他の行政機関が主催する式典などへの協力、施設の有効活用やにぎわい創出に向けた取組を行っております。

また、平成30年度は、オリンピック関連工事等の関係で周辺道路動線が変更される中におきまして、関係局や工事施工業者などと調整を重ねるとともに、施設利用者に対する周知を行ったことで、平成29年度より客船の入港数が増加する状況においても、大きな混乱なく適切に対応しております。

これらに加えて、東京2020大会まで2年となり、増加する大会関連の視察等の際し、ターミナル内の円滑な利用、接遇を行うとともに、受動喫煙防止に向けた喫煙所の集約と環境整備といった都の実施策への協力に関する取組などを、毎月の業務実施報告等で確認しております。

以上から、行政目的の達成につきましては、施設の目的達成と都の実施策への協力は水準を上回るとし、その他の項目については、水準どおり適切に行われていると評価いたしました。

次のページ、そのほか特記事項につきましては、東京2020大会関連工事に係る緻密な調整等を図りながらも、施設の魅力向上に積極的に取り組みつつ、増加する入港客船の受入れにも真摯かつ臨機応変に対応しているとしております。

以上を総合した結果、晴海客船ターミナルにつきましては、34評価項目のうち、水準を上回るが8項目、水準どおりが26項目となり、合計点は62点、一次評価はA+といたしました。

最後に、事業者の財務状況でございますけれども、評価資料の最後にファイルいたしました財務状況を御覧いただきたいと思います。平成30年度も平成29年度と同様に、港湾施設の管理運営事業を行うに当たりまして、財務状況による支障等は見受けられないと判断いたしました。各ターミナル・船舶給水においても共通でございます。

続きまして、有明客船ターミナル施設・有明小型船発着所浮桟橋につきまして、説明させていただきます。同じくA3横長ファイルの資料2にあります「有明」のインデックスが張られたページを御覧ください。

大項目の管理状況につきましては、晴海・有明・青海客船ターミナルは同一の管理組織で行っておりますので、晴海の方で力を入れて取り組んでおります人員配置と施設の維持補修・修繕を除きましては、新たに雨天時や夜間の特別点検の実施など、基本的には同様でございます。

施設の緑地管理に関しましては、左右に広がる海上公園との一体性を意識した管理に努めるとともに、評価資料の3ページを見ていただきたいと思いますけれども、新たに緑地調査を実施しておりまして、東京2020大会開催に合わせ、有明につきましては、大会時にメインプレスセンターとして利用されるビッグサイトに隣接しておりますので、翌年からの花付きを考慮した特別樹木剪定を実施しております。

また、維持管理に関しましては、乗降船の利用形態として団体利用が多いことから、動線等のスペースの確保など安全面に配慮するとともに、評価資料69ページにございまして、施設管理者として工夫を行い、利用者サービスの向上に努めております。

以上から、施設の緑地管理は水準を上回るとし、その他の項目は水準どおりといたしました。

次に、第2の大項目、事業効果の項目でございます。

まず、第1番目の事業の取組につきましては、晴海客船ターミナル同様、自主事業運営基準に基づき、適正に実施されており、利用者の利便性を考えた管理運営が適切に行われております。

以上から、各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

次に、第2番目の利用の状況ですけれども、有明客船ターミナルの特性といたしまして、

東京ビッグサイトが隣接しておりまして、公共交通機関も充実しております。評価資料 9 8 ページを御覧ください。利用者数は 5 万 2, 5 8 7 人と、前年度比 8, 7 6 7 人の減となっております。平成 2 8 年度より多い人数ではございますけれども、主に定期航路の便数の減少によるものでございます。一方、近年の舟運活性化を見据えまして、平成 2 8 年度から港湾局として浮棧橋の有効利用を実施しております。平成 3 0 年度の舟運の利用者は 1 万 3, 8 3 2 人でございまして、前年度より若干減少しておりますが、今後、定期航路を含めた利用者増を期待しているところでございます。

以上から、各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

第 3 番目の利用者の反応でございまして、当ターミナルは、晴海客船ターミナルや竹芝客船ターミナルと異なり、海上バス乗り場でございますので、乗降客の通過点にすぎず、施設内にとどまる人が少ないため、事業の企画、実施が難しいところでございます。そのような中で、評価資料の 1 6 ページと 1 7 ページを見ていただきますと、自主イベント実施状況のとおり、東京港見学会を開催しております。こうしたイベント時のアンケートや別途利用者へのアンケートも実施しておりますけれども、おおむね満足度は高く、大きなクレームは出ておりません。

以上から、各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

最後に第 4 番目の項目、行政目的の達成でございまして。評価資料 7 4 ページを見ていただきたいと思います。船舶の円滑な施設利用を図るため、船舶運航事業者との定期的な打合せなどの取組のほか、受動喫煙防止に向けた喫煙所の環境整備、舟運活性化といった都の実施策への協力に関します取組を毎月の業務実施報告等で確認しております。

以上から、各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

その他、特記事項につきましては、専門業者とともに夜間照明等、昼間では見つけづらい不具合箇所の夜間点検を実施し、お客様の安全確保に努めるとともに、だれでもトイレ内に新たなベビーチェアの設置、多言語表記やユニバーサル表記の増設を行い、利用者サービス向上を図ったとしております。

以上を総合した結果、評価の合計点は 4 5 点、一次評価は A といたしました。

引き続きまして、青海客船ターミナル施設・青海小型船発着所浮棧橋でございまして。同じく A 3 横長のファイルの資料 2 にあります「青海」のインデックスが張られたページを御覧ください。

青海客船ターミナルにつきましては、平成 2 7 年 4 月 1 日より基本的に閉鎖管理として

おります。

各項目の評価ですが、大項目、管理状況、第1項目の適切な管理の履行につきましては、施設の特性としまして、公園のように散策できるスペースが多いことによりまして、有明客船ターミナルと同様に、左右に広がる海上公園との一体性を意識した緑地管理に努めるとともに、風の影響を受けやすい立地を考慮し、栈橋の維持管理にも重点を置いて管理を行っております。また、通常の警備体制に加え、職員による巡回も行っております。

よって、各項目とも水準どおりといたしました。

大項目、事業効果の項目でございます。評価資料54ページを見ていただきたいと思いますけれども、利用実績でございますが、乗客数が1万365人と、乗降客数合計では前年度比から4,673人増加いたしました。青海客船ターミナルは、閉鎖管理としてはおりますけれども、利用者から要望のあった敷地内の飲料自販機の設置につきましては継続しております。

また、評価資料69ページを御覧いただきたいと思いますけれども、施設管理者として限られた状況の中で工夫を行い、利用者サービスの向上に努めております。

以上から、各確認項目は水準どおりといたしました。

その他、特記事項につきましては、有明と同様の内容を記載しております。

以上を総合した結果、評価の合計点は44点、一次評価はAといたしました。

最後に、特命要件の継続につきまして御説明いたします。

晴海客船ターミナルは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で選手村や仮設施設を整備する晴海地区にありまして、セキュリティエリアに含まれる予定となっております。また、有明客船ターミナル及び有明小型船発着所浮栈橋は、隣接する東京ビッグサイトが2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で利用されるため、開催期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されます。

最後に、青海客船ターミナル及び青海小型船発着所浮栈橋は、近隣に新たな客船ふ頭及びターミナル施設を整備中であり、工事期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されます。このため、引き続き指定管理期間中は、各種工事期間やセキュリティ期間における安定的な施設管理や船舶運航会社及び利用者とのきめ細やかな調整、安全対策、使用制限時の臨機応変な対応が予想されます。

また、これらの施設は、施設の管理運営に類似性があり、施設をグループ化することにより、スケールメリットを生かした効率的な管理運営が図られます。このような状況にお

いて、指定管理者である東京港埠頭株式会社は、平成18年度の指定管理者制度導入以前から客船ターミナルの管理を受託しており、指定管理者として安定的な施設管理や利用者調整も含めた臨機応変な対応を行い得る豊富な管理実績及び経験を有することから、特命選定されております。

同社はこれまでどおり、各客船ターミナルにおいて客船受入れのための調整や各種イベントの開催調整のほか、晴海地区の各種工事や関連事業などについても、関係者との調整や利用者に対する周知などの確な対応を行っております。

以上から、指定管理者選定時の特命要件が引き続き継続していることを確認しております。

続きまして、竹芝客船ターミナルについて御説明いたします。同じくA3横長のファイルの資料2にあります「竹芝」のインデックスが張られたページを御覧ください。

大項目、管理状況の第1の項目、適切な管理の履行についてでございます。資料は、晴海客船ターミナルと同様に整理してございます。人員配置につきましては、竹芝客船ターミナルの評価資料25ページを見ていただきたいと思いますけれども、そこに記載されてあるとおり、晴海客船ターミナル同様、人員配置計画に沿って適切に履行されていることを現場事務所訪問及び事務分担によりまして、確認しております。

また、評価資料の27ページから34ページを御覧いただきたいと思いますけれども、必要な委託等につきましては、各専門業者の契約を適切に行っておりまして、業務の内容は管理運営基準に基づいていることを、各委託契約の仕様書により確認しております。履行につきましては、年間作業実施計画・実績にて確認しております。その他、各客船ターミナル同様、研修等で必要な資格及び接遇マナー取得に努めております。

以上のとおり、適切な管理の履行につきましては、各確認項目が、基本協定、管理運営基準及び業務実施計画等に基づき、水準どおり適切な管理が実施されていると評価いたしました。

続きまして、第2の項目、安全性の確保でございます。評価資料2ページ以下を御覧いただきたいと思いますけれども、緊急時アクションマニュアルによりまして、事故対応や予防対策等の取組が適切に実施され、消防関係の点検・報告等の書類等管理も適正に行われております。また、スタッフによります巡回チェックでの点検につきましては、晴海・青海・有明客船ターミナルと共通の巡回方針であります客船ターミナル施設点検マニュアルを策定したものを基に、警察署等との合同パトロールにて指摘されました巡回項目等の

見直しを図り、より一層施設内の事故防止及び施設の保全に努めております。

なお、防火防災訓練は年2回、竹芝エリア全体で実施しておりまして、平成30年度はこれまでの消防庁に加え、初めて警察署も参加していただいております。

以上から、安全性の確保の各確認項目は、水準どおりと評価いたしました。

次に、法令等の遵守でございます。各項目とも他のターミナル施設と同様に関係規程等が整理され、適切な管理がなされており、水準どおりといたしました。

次に、適切な財務・財産管理でございます。平成30年度計画額は約2億6,800万円でございますけれども、予算範囲での適切な執行につきましては、業務実施報告等により確認しております。

一方、都の収入としましては、評価資料35ページを御覧いただきたいと思いますのですが、待合所の一時使用、写真・映画等の撮影が合計で約263万円となっておりますけれども、これは昨年度より金額が増額しております。

物品等の管理につきましては適切に管理されており、経理・現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、適切な財務・財産管理の各確認項目は、水準どおりと評価いたしました。

次は、大項目、事業効果の項目、事業の取組についてでございます。評価資料の6ページから7ページを御覧ください。

自主事業につきましては、ネオ屋台村をはじめとしまして、ミュージックフェス、小笠原DAY等にてにぎわいを創出するなど、5件の自主事業を実施し、好評を得ております。例えば、竹芝夏ふえす&ミュージックは、まちづくり協議会と共催し、中央広場及び3階ボードデッキにて飲食ブースの設置及び音楽ステージを開催するとともに、島しょの魅力を情報発信するなど、イベント実施を通じて、竹芝地区の魅力とにぎわいの創出だけでなく、島しょの魅力を積極的にアピールしております。

利用者サービス向上に向けた取組では、評価資料の9ページを御覧いただきたいと思いますのですが、平成29年度からターミナル施設内にデジタルサイネージを中央部壁面に1台、自立式を2台設置したところでございますけれども、平成30年度から自立式2台の本格的な運用を開始しておりまして、放映内容につきましては、運航事業者と調整し、運航状況も追加しております。

また、平成30年度には、運航事業者から要望のありました竹芝客船ターミナルへの案内表示の増設や御意見箱に寄せられました「トイレの使い方」の御案内を多言語で各個室

の壁面に設置しております。その他、利用促進への取組として、みなと区民まつりへのブース出展や、関連企業と連携した積極的なイベントPRなどを実施しております。

以上から、事業の取組につきましては、利用者サービス向上に向けた取組は水準を上回るとし、その他2項目につきましては水準どおりと評価いたしました。

次に、利用の状況でございます。評価資料の14ページを御覧ください。平成30年度の乗降客数は約112万人、平成29年度は約115万人でしたので、ほぼ同程度で推移しております。

当該ターミナルは、普段から昼休みのときなど、地域の方々の利用が多く、シーズン時は島への乗船客でにぎわっておりますけれども、乗降客は大きな変動もなく、ほぼ平年並みであり、利用者数は水準どおりといたしました。

行事・写真撮影等につきましては、季節感の演出として、ターミナル敷地内に、七夕、クリスマス、門松などの装飾等を施し、船社の企画イベントとともに盛り上げる環境づくりを実施しております。

また、撮影等につきましては、評価資料の36ページを見ていただきたいと思いますけれども、平成30年度は590件でございまして、引き続き平成29年度と同程度の高い件数を維持しております。これは特に竹芝客船ターミナルとの複合施設である、ホテルの婚礼での記念撮影で利用されるのが多いことが要因と思われます。

また、ホームページ、SNS、イベントでの周知、隣接するホテルとの情報交換等を行うとともに、撮影件数が増加する中においても、本来のターミナル施設利用及び近隣のオフィスビルやホテルの運営の阻害とならないよう、撮影希望者やターミナル利用会社等の関係者と綿密な調整を行い、円滑な対応をした結果が数字に反映されたものと考えており、この項目につきましては、水準を上回るといたしました。

次に、利用者の反応でございます。評価資料の40ページ以下のアンケートを見ていただきますと、対象を自主イベント参加者だけではなく、東京港埠頭株式会社が参加したみなと区民まつりなどの際にも実施しておりまして、職員の接客対応、設備、利用条件、イベント内容、ターミナルの認知度等につきまして、年間298名からの回答を得ております。また、その他、御意見箱等の施設利用者へのアンケートにつきましても毎月集計し、利用者の意向を把握し、清掃など、すぐにできるものにつきましては対応しております。

アンケート結果につきましては、総じてターミナル全般に対する満足度などにつきましては、おおむね良好な評価を得ていますとともに、各意見につきましては関係者への情報

提供や周知、改善を行っております。例えば、トイレの流し方を知らない人がいるという御意見に対し、トイレの使い方を多言語にて案内表示するなど、利用者からの要望を施設の管理運営の改善に適切に反映しております。

イベント等の企画内容につきましては、評価資料の6ページ以下のとおり、ネオ屋台村では、参加者数につきまして、平成28年度から29年度に2倍以上に増えておりますけれども、平成30年度につきましては、年間スケジュールなどの継続的な広報の実施や購入回数のスタンプラリーの導入などによりまして、更に増加しております。

また、資料の次のページの小笠原DAYでは、おがさわら丸のドックに関する解説コーナーや小笠原に生息するお魚のお話など、新たなプログラムの導入やツイッターなどのSNSを活用した告知などによりまして、参加者数が増加し、にぎわい向上や島しょの魅力発信を図っております。

以上から、利用者の反応につきましては、イベント等の企画内容は水準を上回るとし、その他3項目につきましては水準どおりと評価いたしました。

最後に、行政目的の達成でございます。評価資料18ページ以下のとおり、伊豆・小笠原諸島への玄関口として施設の整備に取り組むとともに、島しょ地域の情報発信拠点としてPRなどに取り組んでおります。

また、評価資料21ページを見ていただきますと、災害時招集拠点として、災害無線機や備蓄品等の保管管理等を行っております。

都の実施施策への協力につきましては、評価資料の23ページ以下を見ていただきますと、竹芝客船ターミナルが伊豆・小笠原諸島への玄関口であり、東京港クルーズもあり、年間100万人を超える利用者があることを踏まえ、東京2020大会に向けたテロ対策としまして、平成30年度に初めて警察署や海上保安部と合同で施設内の点検を実施し、巡回時のチェックポイント、設置物の管理及び施設内容の見直しに取り組んでおります。

また、受動喫煙防止に向けた喫煙所の環境整備を実施するとともに、港湾局の客船ターミナル改修計画や都市整備局主導の都市再生ステップアップ・プロジェクト（竹芝地区）事業に協力し、調整を行うなど、都の実施施策への協力を行っております。

以上から、行政目的の達成につきましては、都の実施施策への協力は水準を上回るとし、その他2項目は水準どおりと評価いたしました。

そのほか特記事項につきましては、客船ターミナルは、業務施設、商業施設やホテルと一体的な施設となっているため、警察署や消防署も参加していただき、各施設とも連携し、

竹芝エリア全体での防火防災訓練を実施しているとしております。

以上を総合した結果、竹芝客船ターミナルにつきましては、32評価項目のうち、水準を上回るが4項目、水準どおりが28項目となり、合計点は52点、一次評価はAといたしました。

最後に、特命要件の継続について御説明いたします。

竹芝客船ターミナルは、株式会社東京テレポートセンター及び東京港埠頭株式会社の2団体のグループに対し、特命しております。竹芝客船ターミナルは、竹芝ふ頭再開発事業により東京都、東京都職員共済組合、竹芝地域開発株式会社のそれぞれの所有する施設が一体構造として設計・施工されたものの一部でございます。一体管理を前提として設計・施工されておりますので、施設全体が密接不可分となっておりまして、警備・防犯・設備管理システムにつきましては、ノースタワー防災センターとサウスタワー防災センターの2か所で集中管理されており、竹芝客船ターミナルのみを分離できない構造でございます。そのため、分離できない部分について、全体の管理を行っていた株式会社東京テレポートセンターに特命した次第でございます。

施設の構造は特命時と変わっておりませんので、株式会社東京テレポートセンターへの特命要件は継続していることを確認いたしました。

また、竹芝客船ターミナルがあります竹芝ふ頭は、伊豆・小笠原諸島との海の玄関口として日々利用されております。島民の往来だけではなく、物資の輸送の観点からも重要なふ頭でございます。さらに、レストラン船や納涼船も運航されており、ターミナル施設を管理する上で、運航会社との調整が不可欠でございます。特に夏場や年末年始は観光・帰省シーズンとも重なり、一方でイベント開催や撮影依頼の多い時期でもございます。一般来訪者とのトラブルを未然に防ぎ、施設を適時適切に利用するには、施設の一体管理者である株式会社東京テレポートセンターとの調整・連携等が重要であり、それを実施できるのは選定時に当ターミナル施設の管理を受託していた東京港埠頭株式会社しかないとの理由で特命いたしました。

東京港埠頭株式会社は、これまでどおり、船社と定期的に連絡会を開催しているほか、緊急時の相互連絡体制を整備するなど、ターミナル施設の利用上不可欠な船社との連携・調整を行っております。また、施設の一体管理者との緊密な連絡調整を図り、各種イベントの開催調整をしたほか、夏の多客時には動線を確認し、来訪者を混乱なく誘導しております。

こうした東京港埠頭株式会社による各方面への適時適切な調整は、竹芝客船ターミナルの効果的・効率的な管理運営に欠くことのできないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

私からの説明は以上でございます。

【相田委員長】 それでは、今の事業者についての財務状況に関して、金子委員、御意見等ございましたらお願いいたします。

【金子委員】 委員会に先立ちまして、事務局の方から、今回の代表企業である東京港埠頭株式会社の財務諸表を見させていただいて、内容を検討しました。前年に比べて、利益が下がっているため、最終的に計算される営業利益率等も選定時に比べて下がってはいますけれども、これはこの会社が継続的に設備の増強を進めている結果、固定資産が増えて、減価償却費が増加してきているという明確な理由も確認されましたので、特に営業利益率が下がったから問題があるとは確認されませんでした。

事務局の方が確認して、記載しているとおりの本事業を実施するに当たって、財務状況による支障等は見受けられませんでしたので、御報告させていただきます。

以上です。

【相田委員長】 ありがとうございます。それでは、これまでの説明について、御質問ありましたらお願いいたします。はい。村上委員。

【村上委員】 一次評価はおおむね妥当かなと考えております。その中で、私どもが関心を持っているのが安全性の確保ということなのですが、昨年もちよっと申し上げましたとおり、東京2020に向けて、テロ対策の訓練、やった方がいいのではないですかという意見を言わせていただいて、竹芝の方では実際に大々的に警察、それから、海上保安庁等含めて訓練されているようですが、晴海についてはどうでしょう。

【吉田ふ頭運営課長】 晴海客船ターミナルのテロ対策でございますけれども、竹芝と同様に、警察署や海上保安部と相談しているところなんです。現在のところ、C I Qエリアでの保安対策の方が重要だということとして、C I Qエリアということになりますと、海上保安部が中心となりまして、毎年、東京港のテロ対策合同訓練というのがございまして、そこに参加するという形でやっております。

また、晴海客船ターミナルにつきましては、そのほかでは不審者等の通報を促す放送を、客船入港時などの混雑時には放送しているという状況でございます。

【村上委員】 分かりました。

【吉田ふ頭運営課長】 青海と有明につきましても、竹芝ほど利用者が多いというわけではないんですけれども、やはり指定管理者の方で現在、テロ対策については、警察署に相談をしているところでございます。

【村上委員】 分かりました。ありがとうございました。皆さん、御存じのように、つい最近、京都の方で、京都アニメーション、あれももう一種のテロですからね。防火訓練もやられているのは、報告を見て分かっていますが、いろんなパターンのテロがありますので、それに応じた訓練はやっぱりずっと続けていただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。これは私からの一つの意見でございます。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。今お話のありましたとおり、特に来年度に向けて、あと1年を切っておりますので、これからそういった対策が重要になってくると思いますので、指定管理者と一緒に、警察とか海保とかそういった機関とも相談しながら、対応を検討していきたいと思っております。

【村上委員】 船社の方でも要請がありましたら、合同で訓練ということも可能だと思いますので。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【村上委員】 そういったものも御考慮いただければと思います。

以上です。

【相田委員長】 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。松田委員。

【松田委員】 御説明ありがとうございます。私も御説明の内容に特に異存はございません。その上で、2点教えていただきたいことがございます。

1点は、今の村上委員のお話にも関係するのですが、私も昨年、テロ、そして、特に情報セキュリティの強化というところをお話しさせていただいたかと思います。それについて、管理状況のところに、ネットワークシステムの情報セキュリティ対策を強化しているというようなことで明記していただいたというのは非常に評価できることかなと思っております。

それに関連してですけれども、セキュリティ関係での社員の方々の研修というのはどの程度行われているのでしょうか。一応、研修一覧が付いているので拝見したのですが、どちらかというと、クラウド化の研修であるとか、ネットをマーケティング等にするための研修が目につきました。もし、ネットワークシステムの情報セキュリティ対策を強化しているとすると、社員の方がそれを周知徹底されるというのは重要なことだと思うの

ですが、その点はいかがでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 サイバーセキュリティ対策としまして、今回、指定管理者の方では、30年度にネットワークシステムのクラウド化ということで、会社のデータを、他から侵入できないようなセキュリティレベルの高い専門会社に管理してもらうということで、セキュリティ対策の強化を行っております。また、標的型メールの時期を告げずに送信する訓練や情報公開、セキュリティ対策については、研修などをやっていると聞いております。

【松田委員】 なるほど。そうすると、特にここには記されていないけれども、通常やっているようなレベルのことというのは、研修を通じて社員の方に周知徹底されているということですね。

【吉田ふ頭運営課長】 基本的にはそうですね。都の関係団体でもありますし、都の方でも特に最近、個人情報関係が重要になっていますので、そういったことを踏まえまして、対応はしていると聞いております。

【松田委員】 分かりました。特に東京2020が近くなってまいりましたので、サイバーテロという面でも危険性が変わっていると思うので、お聞きいたしました。

もう1点は、ちょっと細かいことですが、晴海の一次評価で、人員配置について、水準を上回るという評価になっております。寄港数なども増えておりますし、視察の受入れも件数を見ると増えておりますので、この評価自体には異存はないのですが、この評価の基となる資料が、79ページですかね、常勤職員、非常勤職員の数は書いてあるのですが、実際どのくらい増えたのかということとか、人員配置に関して、専門性などというような評価項目があるのですが、こういった方々、あるいはどういうスキル、ノウハウが必要とされて、非常勤職員の方々が活躍なさったのかというところがちょっと分かりにくいように思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 晴海客船ターミナルの方の臨時職員の件ですが、評価資料の1ページを見ていただきたいと思います。

【松田委員】 書いてあるのは1ページと79ページだけですよね。

【吉田ふ頭運営課長】 そうです。後ろの方は基本的な配置で、臨時職員の方は、1ページを見ていただきますと、その選定時の当初計画に比べて、今回、客船の入港数が増えたり、視察等の受入れも増えたということで、臨時職員についてはかなりの時間数を増やしております。その臨時職員については、基本的にはある程度継続的にお願いしている部

分もありますので、ある程度業務は分かっている方も多いとは思いますが、その中で、基本的に共通的にできるもの。基本的にやらないといけないことをやってもらいながら、専門性の高い部分については、常勤職員が対応するという形になっております。

【松田委員】 分かりました。1ページ目と79ページ目を拝見すると、恐らくそうだろうということは非常によく分かりますし、皆様、非常に頑張って御対応されていることちゃんと伝わってくるのですが、それであれば、せっかく高い評価をされるので、その辺りのことを厚めに記述されるといかがかなと思った次第でございます。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。そうすると、この評価項目のコメントのところにもう少し記述するということですね。

【松田委員】 そうですね。こちらの評価項目というよりは、この会社が出されている資料の方をきちんと記述されたいかがかと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 はい。指定管理者の方から出される資料についてですね。

【松田委員】 はい。せっくなされているのであれば。何を言いたいかというと、こちらで書かれていることが恐らく控えめに書かれていらっしゃるのか、さらっと書かれていらっしゃるのか、ちょっとそういうイメージがありまして、そうすると、こちらで、何で水準を上回るのかというところがちょっとうまくつながっていないように思いましたので。もちろん読めば分かりますが、その辺り、せっかく高い評価をされるのであれば、指定管理者の方の御説明もきちんと書かれたらいいかなと思った次第です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。こちらについては指定管理者としても、客船とか、視察の受入れがすごく増える中で、かなり苦労しながら対応しております。

【松田委員】 だと思います。はい。

【吉田ふ頭運営課長】 実はここの書き方についても、せっかく一生懸命やっている部分については、きちんと書くようにということで話をしまして、少し詳しくなったんですけど、まだもう少し足りない部分もあったとは思っていますので、今後とも指定管理者の方には成果として、よくやった部分についてはより分かりやすいような記述にするようにということは、また指導していきたいと思っています。ありがとうございます。

【松田委員】 はい。そうですね。数字ももっと使っていただいていると思いますし、やっていることについてきちんと書いていただかないともったいないので。という趣旨で、ちょっとお話し上げました。

以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【相田委員長】 ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

【金子委員】 私の方からちょっと。分かったら教えていただきたいんですけども、竹芝の、資料の35ページですかね。管理運営年報という形で、1年間の利用状況が数字で説明されているんですけども、この中に、待合所の一時使用で58件、利用があったということなんですけれども、そのほかの資料を見ても、一体どういうことをして、一時使用が発生したのかというのが分からないので、もし内容が分かれば、どういうことで一時使用の許可を出したのかということを教えていただけますでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 すみません。細かいデータを持っているわけではないんですけども、通常こういった施設の一時使用をする場合というのは、何らかのイベントなどで使う場合に一時使用という形で許可をしておりますので、そういった取扱いではないかと思います。竹芝については立地がいいですので、そういったことで撮影というか、イベントに近いような取扱いの中で、そこを占用的に使う件数が増えたものだと考えております。

【金子委員】 JRさんとか、駅などで結構、物販のお店を出す形で使用許可しているケースがあると思いますけれども、もしかしたらそういう物販系のものがお店を臨時に出すのを使用許可をしたのかなと思って質問をしたのですが。イベントとかそういう関係なんでしょうね。

【吉田ふ頭運営課長】 この場所でいろんなイベントとかもやっていますので、場合によって、営業関係の飲食施設、物販施設とかを設置するときについては、そういった使用許可の取扱いをしているのだと思います。

【金子委員】 ええ。何でこんな疑問を持ったかという、晴海のアンケートを見ると、晴海は入港やイベントのない普段は閑散としていて、入港のある瞬間だけ、極端に人が来るという関係もあって、継続的にお店を構えて営業することが難しい場所です。また、ターミナルの外は、今、工事現場で何もないという、陸の孤島状態です。そのため、アンケートを見ていると、人が集まる混雑時に飲み物が買えなかったとかいろんな苦情が出ています。そこで、客船の入港時やイベントがあるときに臨時に営業してくれるお店みたいなものをもっと積極的に誘致できるような形にするといいんじゃないかなとも思います。そのようなことを、もし竹芝でやっているのであれば、そのノウハウを晴海でも生かされたいかなと思います。

以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。確かに晴海は船が来ないときは結構閑散としていますので、そういったノウハウが生かせればと思っています。

【金子委員】 はい。お願いします。

【相田委員長】 はい。村上委員。

【村上委員】 今のに関連して。金子先生のおっしゃるとおりだと思いました。今度、新しくできる客船ターミナルも同じことが言えると思います。場所的にもちょっとアクセスの大変なところにあるターミナルのようですので、もちろんそういった物販もそうですが、あそこへのアクセスというのをもうちょっと考えて、せっかくある青海の客船ターミナルをもっと活用するように。この場で言うのが正しいのかどうか分からないですけど、そういう施策を考えてほしいというのが、お願いといたしますかね。当然、ターミナルをポンと作ったままでは同じような問題が起きると思いますので、その辺も十分考えられて、運用されたらなと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【村上委員】 この評価に関すること以外の意見になりますけど。

【吉田ふ頭運営課長】 来年、新しい東京国際クルーズターミナルができますので、東京の海の玄関としまして、たくさんの客船に来ていただいて、更にいろんなにぎわうような形で、都としても考えていきたいと思っています。

【村上委員】 あともう一つ、来年のオリンピック・パラリンピックの会場へのアクセス、もっと水運を利用した方がいいのではないかなと思うんですね。私の個人的な意見なんです。それらにせっかくいい有明とか青海のターミナルがあるのに生かされない。一方では、陸上では電車の公共交通機関の混雑具合を一生懸命心配している。水運に関しては全く話題にも上らないところがちょっと、どうしてかなという、私の個人的な疑問ですが、もっともっと生かせればいいのではないかなと思います。これもこの場で言うものではないのかもしれませんが。

【吉田ふ頭運営課長】 現在、晴海の方から日本橋への、舟運による通勤の実証実験をやっていますので、有明とか青海とかでも将来的に活用されればいいかなとは思っております。

【村上委員】 是非、在る設備をですね。最初に言わせてもらいましたが、閉鎖管理などせずにずっとやっぱり使い続けるというのが大事だと思いますので。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。特に青海につきましては、今、基本的に閉鎖管理

という御説明をいたしましたけれども、来年、東京国際クルーズターミナルがオープンしますので、オープンした後は、クルーズターミナルにクルーズ客船で来たお客様が水上バスに青海のターミナルで乗り換えて、そこで例えば浅草の方に行くとか、そういった活用がされればいいなど、そういった活用がされることを今、期待しております。

【村上委員】 そうすることによって、また管理の手法とかも変わってくると思いますので。

【吉田ふ頭運営課長】 そうすると、青海ももっと活用が増えるのかなと考えております。

【村上委員】 是非活用してください。すみません。ちょっと脱線したことを。

【相田委員長】 では、大野委員。

【大野委員】 いいですか。すみません。晴海の利用客が増えて管理が大変になっているということで、また、施設も老朽化しているということで、臨時の職員を増やしたり、あと、修繕費を計画を上回って執行したりとなっているんですけども、これは当然、事前の指定管理料の枠内で賄われていて、ほかの費用を指定管理者の判断で持ってくるというような形になっていて、過剰な負担を掛けているという形にはなっていないんですよね。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。当初決まっています指定管理料の中で、ほかの維持管理とか光熱水費などで、その一部の縮減が図られた項目などから、都と指定管理者との役割分担も踏まえながら、そういった費用に重点的に使っていると、そういう内容です。

【大野委員】 そうですね。やっぱりつい行政目的のためにというか、臨時の何かニーズが生じたときに、つい過剰な負担を行政としてやってしまうことも、お願いしてしまうことがあります。ここではそういうことは起きていないということですね。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。基本的に大規模な修繕とか躯体に関わることとか、そういったものについては、基本的には都ということになりますし、微妙なものについては、指定管理者と都で協議して決めていくということになると思います。

【松田委員】 今の御指摘、非常に重要な内容だと思いますけれども、今の臨時職員の増え方を見ると、先ほどの質問にも関係するのですが、来年はどうなるのかなというところがちょっと不安にも思われるんですけども、何か2020のために特別に手当をするといったようなことはあり得るのでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 実は来年度、晴海客船ターミナルにつきましては、オリンピックの関連施設として使われますので、来年度のほとんどの期間については、客船ターミナ

ルとしては使わないことになっております。ただ、具体的な内容がまだ組織委員会などから、正式な内容が来ておりませんので、そういった施設の維持管理とか、それについては今後、組織委員会など、関係者と協議していくということになると思います。

【松田委員】 確かにまだ使われ方がよく分かっていないので、何とも言えないかと思うのですが、今、大野委員がおっしゃられたように、余り過重な負担にならないようにというのは、是非よろしく願いいたします。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。はい。ありがとうございます。

【相田委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、一次評価及び皆様の御意見を踏まえて、お手元の資料3、第2、(2)の二次評価の評価基準に基づきまして、晴海客船ターミナルについては、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設として評価されると考えて、A+、その他の3客船ターミナルについては、施設の管理運営が良好であった施設と評価されることを考え、Aとして決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田委員長】 では、そのように決定させていただきます。

次に、船舶給水施設の評価について、事務局から説明をお願いします。

【吉田ふ頭運営課長】 それでは、岸壁・運搬給水施設について御説明いたします。こちらA3横長のファイルの資料2にあります「給水」のインデックスが張られたページを御覧ください。

大項目の管理状況から順に御説明いたします。

第1番目の項目、適切な管理の履行でございます。船舶給水の評価資料1ページ及び11ページを御覧ください。

人員配置及び人材育成の取組につきましては、他の各施設と同様、それぞれ適切に履行されております。また、給水作業及び施設維持管理マニュアルを作成しておりまして、これに基づき給水手順や点検方法を明らかにし、実施しております。

施設の使用許可につきましては、申請・報告を決められた所定の様式で行っておりまして、適切な履行を確認しております。

施設の維持補修・修繕につきましては、評価資料13ページを見ていただければと思いますけれども、緊急対応経費工事等実施報告などによりまして、適切に実施されたことを確認しております。

施設の清掃につきましては、評価資料 1 4 ページを見ていただきたいと思います。委託一覧表のように、指定管理者が各専門業者へ委託して法令に基づく管理をしております。各業務の内容が管理運営基準に基づいているかは、各委託契約の仕様書により確認しております。

また、毎月の履行につきましては、評価資料 1 5 ページ以下の実施工程表等によりまして、確認しており、適切に実施されております。

以上から、各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

第 2 番目の項目、安全性の確保でございますけれども、評価資料 2 ページのとおり、緊急時アクションマニュアルによりまして、緊急時の手順や体制を整備するとともに、安全管理に関する訓練や講習・研修を定期的実施し、緊急時の連絡体制も整っていることを各関係書類等により確認しております。

さらに、評価資料 3 ページのとおり、大規模災害を想定し、地方公共団体からの依頼を受け、運搬給水船による飲み水の運搬と給水タンクへの提供、岸壁給水施設から運搬給水船への給水、晴海貯水槽の清水ストックの操作などの訓練も行っております。

また、この中で、平成 3 0 年度には警察署にお願いし、初めてテロ対策のため、現場視察に来ていただいております。

以上から、安全性の確保につきましては、防災・防犯への配慮は水準を上回るとし、その他 3 項目は水準どおりといたしました。

第 3 番目の項目、法令の遵守につきましても、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程が整備されており、適切な管理が行われております。よって、水準どおりといたしました。

第 4 番目の項目、適切な財務・財産管理ですが、評価資料 5 ページのとおり、平成 3 0 年度計画額は約 8, 7 0 0 万円となっております。予算範囲での適切な執行については業務実施報告等により確認しております。また、平成 2 3 年度から現金徴収も行えることとなっており、指定管理者においても各種帳簿は整備されているため、水準どおりといたしました。

次に、大項目の事業効果でございます。

第 1 項目の事業の取組につきましては、評価資料 6 ページ以下のとおりでございます。ホームページを利用した事業広報活動や水質検査表の公開のほかにも、船舶代理店等への訪問によるニーズの把握や、イベント等を利用したチラシ配布や放水実演の実施により積

極的なPRを行っております。

以上から、各確認項目は水準どおりといたしました。

第2項目の利用の状況ですが、評価資料の8ページを御覧ください。セルフ給水を除きました岸壁給水は、稼働日数、利用件数、給水量、給水料調定額を前年度と比較すると、ほぼ横ばいとなっております。一方、運搬給水は、稼働日数、利用件数、給水量、給水料調定額は、全て前年度比で増加しております。利用者の要望につきましては、休日・夜間の電話転送によりの確に対応するなど、安定した確実な給水業務を履行しているため、水準どおりといたしました。

第3番目は利用者の反応でございます。評価資料23ページのアンケート集計では、利用者からの「やや不満」は1件でございました。「やや不満」の意見につきましては、昨年と同様、条例で定められている給水料金に対する不満でありまして、それ以外は「満足」、「ほぼ満足」という回答を頂いております。全体的には、急なオーダーにも対応していただき感謝しているなど、対応が良かったとの御意見を頂いておりまして、おおむね満足度は高いものと判断しております。

なお、苦情・要望につきましては、苦情・要望処理カードを作成し、早急に的確な対応を実施する体制が整備されております。

また、休日・夜間の電話転送サービスやメールオーダーサービスの充実によりまして、365日24時間対応を実施し、加えて給水用の外国語会話集を作成し研修を行うなど、利用者へのサービス向上に努めております。

以上から、各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

第4項目の行政目的の達成でございますが、船舶給水施設管理運営方針に則り、適切に履行されております。また、指定管理者から提出されます毎月の業務実施報告等により、履行を確認しております。

このほか、評価資料10ページのとおり、平成30年7月2日に晴海ふ頭給水施設栈橋下配水管におきまして漏水管を発見し、速やかに同ふ頭給水管全15か所の健全度調査やその結果を踏まえた修繕を実施しております。栈橋下での作業となりますので、潮の干満や同ふ頭を利用する船舶の係船調整などが必要であり、台風接近による高波の影響で日程の確保等が非常に困難でありましたが、関係者と調整、連携し、無事に完了しております。

港湾管理者としても、漏水による水質やコストへの影響も考えられた中で、迅速、適切に対応していることから、水準を上回るといたしました。

その他、特記事項につきましては、給水施設の栈橋下配水管全箇所の健全度調査と修繕の実施、大規模災害等を想定した運搬給水船「すいれん」や岸壁給水施設を活用した実地訓練など、積極的に取り組んでいるとしております。

以上を総合した結果、24評価項目のうち、水準を上回るが2項目、水準どおりが23項目となりまして、合計点は34点、一次評価はAといたしました。

最後に、特命要件の継続につきまして御説明いたします。

岸壁・運搬給水施設につきましては、東京港埠頭株式会社に対し、特命しております。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、臨海部に多くの競技会場や選手村が配置されており、選手村が隣接する晴海ふ頭は、選手村工事や開催時のセキュリティの影響を受け、給水施設の利用が困難な時期が生じます。加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、海上保安庁が競技会場周辺の海上・沿岸における警備や海上交通の安全確保等を担うこととなりますが、期間中は船舶の係留場所や停泊場所の制限を受ける可能性があり、給水業務も直接的な影響を受ける可能性が高いと言えます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功のため、着実な大会関連施設の整備や円滑な大会運営が求められる一方、船舶給水は港湾管理者として提供しなければならない役務でございます。引き続き、大会開催時や準備期間も給水業務を安定的に維持する必要があります。

また、船舶給水施設は、施設の管理運営方法に専門性や特殊性が求められる施設である中、東京港埠頭株式会社は、平成18年度以降指定管理者として、船舶運航会社ほか各方面との連絡調整を十分に行い、船舶給水施設の管理運営の特殊性・専門性を維持しながら安定的な給水サービスを提供し、国際貿易港として利用者の利便性を図っております。

こうした管理運営は、岸壁・運搬給水施設の効果的・効率的な運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

【相田委員長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等お願いいたします。

【村上委員】 管理状況のところ、貯水槽の清掃とありますが、晴海の貯水槽というのはどこにあるのですか。

【事務局】 駐車スペースの近く、スロープを降りてきて、交番の裏辺りにあります。

【村上委員】 誰でもアクセスしようと思えば近付ける場所ですね。

【事務局】 フェンスで囲われていて、入り込まれないようには対策はとっています。

【村上委員】 去年もちょっと言いましたけど、セキュリティの問題も去ることながら、ついこの間、貯水槽の清掃業者が貯水槽の中に入って、涼んでいたのか何か知りませんが、そういう動画がアップされているというのがありましたけど、そういう事案が発生した場合の衛生管理については、管理者はどう考えているかというのを知りたいと。

【吉田ふ頭運営課長】 通常、給水をする前に、一定の水の状況とかは確認をした上で、給水業務をするということにはなっております。水質についても、指定管理者の方で適宜公表するなどとした取組もしております。あと、先ほどのテロの関係の話もありましたのでお話ししますと、船舶給水の方でもテロ対策の関係で、今回、初めて警察署にお願いしまして、大井の基地について現地の状況確認を行っていただいております。

ただ、その結果、船舶給水につきまして、警察署からは、特別な対策を講じてしまうと、逆に重要拠点というアピールになりかねないので、大井については、特別な対策ではなくて、通常どおりの、これまでどおりの管理をしておいた方がいいという御意見を頂いているという状況でございます。

【村上委員】 例えば貯水槽のマンホールなんかは施錠管理をしていると。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。

【村上委員】 特に外国船の寄港が増えて、給水も増えていると思いますが、外国船の場合はかなり衛生管理の厳しいアメリカとかに寄港しますが、例えば給水するに当たっては、水質検査の検査証を必ず船に渡してくださいというリクエストがあると思うんですね。それぐらい衛生管理に非常にうるさい船なんですけれども、その辺をやっぱり勘案した埠頭側でのマニュアルといたしますか、衛生管理マニュアル、そういったものは整備されているのでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 給水については、給水作業とか施設の維持管理について、マニュアルを整備しております。

【村上委員】 あのような変な動画がアップされちゃったら。貯水槽の管理というのは非常に大事になってくると思うので、テロという観点で言えば警察の言うとおりかもしれません。衛生面ではやっぱりもうちょっとしっかりとした管理をすべきではないかなとは思いますが、これも単に私の意見ですが。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。委員の御意見も踏まえまして、そういった、よりよい方法があるかにつきましては、また指定管理者とも相談して対応していきます。

たいと思います。

【村上委員】 評価の内容については特に異存はありません。意見として述べさせていただきました。

【相田委員長】 ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。松田委員。

【松田委員】 評価の内容は異存ございません。ちょっと私、聞き漏らしたのかもしれないのですが、今の防災・防犯への配慮が水準を上回る、2点となっているのは、今おっしゃられたように、例えば警察に見ていただいたとか、そういう積極的な対応を評価されてのことなのでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。以前も当委員会において、飲み水の運搬訓練は実際に運んでいった先で渡すとか、そういったのもやった方がいいんじゃないかという御意見があったことも踏まえまして、今回、災害時に地方公共団体の依頼があったことを想定して、飲み水を運搬して、向こうでタンクとかに提供するとかですね。そういった訓練をやったり、岸壁給水施設から運搬給水船への給水などの実地訓練や晴海の貯水槽の清水ストックの操作とか、使用訓練についても実施しています。さらに、30年度はテロ対策のために警察署にお願いして、現地調査も行っていており、そういったのをトータルとして、今回、水準を上回るという評価にいたしました。

【松田委員】 分かりました。なぜお聞きしたかという、この評価の内容だけを拝見していると、これは例年やってらっしゃいますよね。だから、例年やっていることの水準がいつも高いので、その水準を上回るというのを付けたと読めてしまいましたが、それの他に、今年初めて、例えば警察と連携したとか、実際に見ていただいたとかという、もし新たになされた取組があれば、その辺りも何か分かるように明記されたいのかなと思った故です。

【吉田ふ頭運営課長】 分かりました。

【松田委員】 はい。特にこの内容自体に異存はございませんので、意見ということで取り扱っていただければ結構です。

【吉田ふ頭運営課長】 はい。ありがとうございます。

【相田委員長】 ほかに御意見、よろしいでしょうか。

それでは、一次評価は皆様の御意見を踏まえて、資料3の第2（2）の二次評価の評価基準に基づきまして、岸壁給水施設及び運搬給水施設については、施設の管理運営が良好であった施設と評価されると考えています。従いまして、Aとして決定することによりし

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田委員長】 それでは、そのように決定させていただきます。

ただいまをもちまして、客船ターミナル、船舶給水に関して、予定していました審議を終了いたしました。

この後の予定等について、事務局からお願いいたします。

【鈴木振興課長】 今後の予定ですが、本日の議事録を作成いたしまして、後日、ホームページ等で公開いたします。

また、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、総合評価結果についてプレス発表を行うとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

以上をもちまして、客船ターミナル等及び船舶給水施設の審議を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

次に、公共外貿コンテナふ頭施設の審議なのですが、11時20分に開始いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

【鈴木振興課長】 それでは、ただいまから公共外貿コンテナふ頭施設につきまして審議を始めさせていただきます。

ここからは村上委員に替わりまして、宿谷委員に御出席をいただいております。

委員の入れ替えがございましたので、改めて委員の皆様を御紹介申し上げます。

松田千恵子首都大学東京経済経営学部教授でございます。

【松田委員】 よろしく申し上げます。

【鈴木振興課長】 宿谷肇日本物流団体連合会理事・事務局長でございます。

【宿谷委員】 宿谷でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木振興課長】 金子邦博公認会計士でございます。

【金子委員】 よろしく申し上げます。

【鈴木振興課長】 相田佳子東京都港湾局港湾経営部長でございます。

【相田委員長】 よろしく申し上げます。

【鈴木振興課長】 大野克明東京都東京港管理事務所長でございます。

【大野委員】 どうもよろしくお願いいたします。

【鈴木振興課長】 以上の５名でございます。

なお、先ほどと同様、委員長は、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会設置要綱に基づきまして、相田佳子東京都港湾局港湾経営部長とさせていただきます。

本委員会は、委員会設置要綱に基づきまして審議を公開とし、別途議事録も公開いたします。

また、本日は、委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立していますことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして、御説明させていただきます。

まず会議次第と座席表でございます。次に、資料１としまして、ピンクのファイルでございます「確認項目・評価基準」。資料２としまして、「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者管理運営状況等の第一次評価結果」。資料３としまして、こちらにございます「指定管理者の管理運営状況評価について」を配付しております。また、参考資料としまして、こちらにございます、ファイルとじとなっております「平成３０年度評価資料」を御用意しておりますので、御活用いただければと思います。

それでは、本委員会の進め方について御説明いたします。こちらの資料３を御覧ください。本委員会において評価していただくのは、平成３０年度の公共外貿コンテナふ頭施設の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず事務局から、一次評価につきまして説明をさせていただきます。一次評価は、資料３にございます評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき、都が行ったものです。その後、質疑応答を経て、委員の方々に一次評価を検証していただき、専門的な観点から管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

二次評価は、資料３に記載のとおり、管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設につきましてはＳ、管理運営が良好であり、管理運営に係る様々の点で優れた取組が認められた施設につきましてはＡ＋、管理運営が良好であった施設につきましてはＡ、管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設につきましてはＢという４段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知いたします。併せて、評価結果の概要につきましてはホームページ等で公表いたします。このように進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

たします。

これより議事に入ります。進行を委員長にお願いしたいと存じます。相田委員長、よろしくお願いいたします。

【相田委員長】 では、議事に入らせていただきます。

当委員会は、ただいま御説明したように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から評価をしていただくものでございます。公共外貿コンテナふ頭施設につきましては、平成29年度から指定管理者制度を導入いたしました。対象施設につきましては、品川・青海の公共コンテナふ頭に加えまして、中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）が指定管理者により管理運営されております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、一次評価の確認項目・評価基準、評価の方法について、事務局より説明をお願いいたします。

【吉田ふ頭運営課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

まず初めに、公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者の評価項目・評価基準、評価の方法につきまして、御説明いたします。お手元の資料1「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 評価項目・評価基準」を御覧願います。

評価項目の区分でございますけれども、左肩の大項目は、管理状況及び事業効果となります。

この大項目の管理状況につきましては、適切な管理の履行、安全性の確保、法令等の遵守、適切な財務・財産管理の4つの中項目を設定しております。

適切な管理の履行につきましては、施設・設備の保守点検や維持・修繕、人員配置や人材育成の取組。安全性の確保については、施設・設備の安全性の確保や緊急時対策、事故への対応。法令等の遵守につきましては、各種法令等の遵守。適切な財務・財産管理につきましては、経理処理や都有財産の管理など、20項目を設定しております。

また、大項目の事業効果につきましては、事業の取組、利用の状況、利用者の反応、行政目的の達成の4つの中項目を設定しております。

事業の取組につきましては、適切な係船調整。利用の状況につきましては、使用許可件数。利用者の反応につきましては、施設の維持管理状況や問合せ・要望対応。行政目的の達成につきましては、施設の目的達成や都及び関係機関等との連携など、11項目を設定

し、全部で31項目を評価の際の確認項目としております。

評価に当たりましては、業務が基本協定・管理運営基準・業務実施計画、関係法令に基づき適切に履行されているかを、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の確認、指定管理者との打合せ等におけるヒアリング、職員による各現場における実地検査の結果等を基に、総合的に評価しております。

評価の方法、採点につきましては、各確認項目について3段階で評価を行っております。水準を上回るが2点、水準どおりが1点、水準を下回るがゼロ点といたします。

また、配点についてですが、公共外貿コンテナふ頭施設等は、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高い施設でございますので、中項目の安全性の確保のうち、「緊急時対策」と「事故への対応」の2項目、中項目「事業の取組」の2項目、中項目「利用者の反応」の4項目、中項目「行政目的の達成」の4項目について、配点の比重を1倍から2倍へと高くしております。

加えて、本件指定管理は、管理運営費等を委託料として都が負担することなく、利用料金で対応する利用料金制を採用していることから、中項目の適切な財務・財産管理の収支計画の達成状況の項目につきましては、配点の比重を1倍から2倍へと高くして、計13項目の配点の比重を高くしております。

資料1の裏面を御覧ください。

特記事項ですが、特に評価すべき点や特筆すべき成果、努力が認められる点、一層の取組が望まれる点などについて記載することになっております。

また、要改善事項等につきましては、改善を要する点及び改善が望まれる点について記載することになっております。

次に、一次評価結果につきましては、評価項目が全て中位の評価を受けた場合の得点を標準点とし、各確認項目の評価の合計点を出します。標準点の1.33倍（小数点以下切上げ）以上の場合はS、標準点の1.25倍（小数点以下切上げ）以上、Sよりマイナス1点以下の場合はA+、標準点の0.88倍（小数点以下切捨て）以下の場合はB、Bよりプラス1点以上、A+よりマイナス1点以下の場合はAとなります。

続いて、確認事項の1、指定管理者の財務状況につきましては、指定管理者が業務を継続して遂行するために必要な経営基盤を有し、安定的な管理運営が可能であるかどうかの確認を行います。

また、2の特命要件の継続につきましては、指定管理者選定時の特命要件が継続してい

るかの確認を行います。

以上で、評価項目・評価基準、評価の方法につきましての御説明を終わらせていただきます。

【相田委員長】 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、施設の評価に移らせていただきます。先ほど御説明いたしました評価の方法に基づき、施設の所管局である港湾局が一次評価を実施してございます。これを基に審議を進め、本委員会において二次評価を決定いたします。

それでは、評価について、事務局から御説明をお願いします。

【吉田ふ頭運営課長】 それでは、資料2「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 管理運営状況等の一次評価結果」を御覧ください。続きまして、ピンク色のファイルの指定管理者の評価資料でございます。この評価資料は、それぞれ評価項目ごとに取組等を記載した年度報告書及び別紙附属資料を取りまとめ、目次に従いページを付させていただいております。

まず、大項目の管理状況から順に御説明いたします。

第1番目の項目、適切な管理の履行でございます。確認項目は、施設・設備の保守点検、施設の維持・修繕、施設の清掃でございます。

評価資料の10ページを御覧ください。

平成30年度公共外貿コンテナふ頭施設等管理運営年報は、11ページ以下の管理運営年報内訳の総括表でございます。各ふ頭の実績としまして、品川公共コンテナふ頭が11ページ、青海公共コンテナふ頭が12ページ、中央防波堤外側ふ頭（Y1）が13ページに記載されておりまして、これらをまとめたものが10ページになります。

10ページの総括表で御説明いたします。一番左上にあります使用許可件数は合計で2,937件でありまして、中段にある修繕実績は合計で25件となっております。平成29年11月から供用開始をしましたY1を除く、品川と青海を昨年度と比較しますと、グレーチングの修繕実績が昨年度の8件から2件へと減少しておりますが、他の修繕項目が増え、全体の修繕件数としましては、昨年度13件だったのが25件に増加しております。しかし、年度変動の範囲内であり、問題なく修繕が行われております。

年間の管理・運営実績はこちらの表に記載のとおりとなります。

なお、毎月の履行につきましては、毎月の業務実施報告に基づく執行状況等により確認

しております。

施設・設備の保守点検につきましては、評価資料 1 ページのとおり、常時、巡回スタッフによる巡回点検を実施するとともに、評価資料の 16 ページと 17 ページにございますとおり、日常点検報告書に基づく月 1 回の施設点検を実施しております。また、品川につきましては、東京港港湾施設等維持管理計画などに基づきまして、公共外貿コンテナふ頭岸壁定期点検調査委託を実施しております。

なお、巡回点検等の点検時に発見し、修繕等の対応をした事項につきましては、評価資料 18 ページの施設点検一覧表、及び 23 ページ、24 ページの施設補修要望及び対応一覧表にある点検時発見項目のとおりでございます。

また、維持補修・修繕につきましては、評価資料 23 ページ、24 ページの施設補修要望及び対応一覧表のとおり、適切に実施されております。

そのほか、施設の清掃につきましては、評価資料 1 ページのとおり、施設巡回点検時に適宜実施するとともに、品川、青海ふ頭に堆積した土砂の除去作業を実施しており、荷役作業の支障となる事態の予防を行っております。

続きまして、次の確認項目、人員配置、人材育成の取組ですが、人員配置につきましては、評価資料 25 ページの人員配置計画のとおり、適切に履行されていることを、事務分担表や毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告の際に確認しておりまして、適切に実施されております。

また、人材育成の取組につきましては、評価資料の 26 ページから 28 ページの研修受講実績一覧表のとおり、コンプライアンスや接遇研修といった事務職員、技術職員共通の研修のほか、技術職員に特化した技術面での研修など全 28 件実施し、専門性の向上や接遇の向上に努めております。

以上のとおり、適切な管理の履行につきましては、各確認項目が水準どおりの適切な管理が実施されていると評価いたしました。

次に、第 2 番目の項目、安全性の確保でございます。確認項目は、施設・設備の安全性の確保、防災への配慮、防犯への配慮、緊急時対策、施設・設備管理に関する書類等の管理、事故への対応でございます。

まず、施設・設備の安全性の確保ですが、先ほど御説明しました評価資料 11 ページ以下の各施設ごとの管理運営年報内訳、及び 18 ページの施設点検一覧表や、23 ページ、24 ページの施設補修要望及び対応一覧表のとおり、施設・設備の安全性の確保は適切に

行われております。

また、それらに加えて、評価資料 2 ページを御覧いただきたいと思います。船舶の離着岸の際の損傷の迅速な発見と把握を可能にするため、公共ふ頭係留施設損傷確認報告業務を網取り業者に委託しております。

続いて、防災への配慮、防犯への配慮、緊急時対策につきましては、評価資料 2 ページのとおり、緊急連絡網及び緊急時アクションマニュアル等により、体制を整備しております。

また、評価資料の同ページに記載してありますとおり、初動対応訓練のほか、無線機による公共ふ頭情報伝達訓練、そのほか都が実施する保安対策基本訓練に参加するなど、緊急時対応の訓練を行っていることを確認しております。さらに、平成 30 年度は、情報セキュリティ意識の向上のため、新たに標的型メール訓練を実施しております。

次の施設・設備管理に関する書類等の管理につきましては、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告の場や、職員による各現場における実地検査の結果などによって、書類の管理が適切に行われていることを確認しております。

次に、事故への対応ですが、評価資料 3 2 ページの事故報告一覧表に記載のとおり、平成 30 年度の係留施設関係の損傷事故は 8 件として報告書が提出されております。8 件の事故の内容は、どれもコンテナ船が離着岸した際に岸壁等に接触し起きた破損事故でございまして、いずれも作業員等の怪我や荷役作業への影響はなく、軽微なものでございます。また、その後の対応におきましても原因者を特定し、原因者による原状回復を実施済み、又はその調整中のものでございまして、指定管理者の対応等につきましては問題ないものでございます。

以上から、この安全性の確保の各確認項目は、全て水準どおりに適切に行われていると評価いたしました。

続いて、第 3 番目の項目、法令等の遵守でございます。確認項目は、個人情報保護の取組、情報公開の取組、各種法令等の遵守、利用記録等各種情報の管理、都への報告・連絡でございます。

こちらにつきましては、評価資料 3 ページのとおり、都の条例、規則等に沿った内容の社内規程により処理されております。また、都への報告・連絡につきましては、緊急連絡網を更新し、緊急時の報告・連絡が迅速に行えるよう体制を整えております。

なお、平成 30 年度におけます個人情報に関する事故等はございません。

以上から、この法令等の遵守の各確認項目は、全て水準どおり適切に行われていると評価いたしました。

次に、第4番目の項目、適切な財務・財産管理でございます。確認項目は、収支計画の達成状況、経理処理、都有財産の管理、経理・現金に関する書類等の管理でございます。

評価資料4ページの収支計画の達成状況を御覧ください。平成30年度収支計画では、総支出額が約8,100万円、収入が約1億8,900万円、納付金が約1億800万円となっておりますのに対し、実績では総支出額が約1億円、収入が約2億6,900万円、納付金が約1億3,500万円となっております。

指定管理者からは、指定管理者選定時の事業計画におきまして、利益が発生し、かつ利益が計画上における支出額の1割を超えた場合は、計画においておおむね収入額の2分の1が東京都への納付金であることを踏まえ、超過した金額の2分の1を東京都に納付するとの提案がございました。

平成30年度の納付金につきましては、この指定管理者の提案に基づく納付額を含んでおりますけれども、緊急対応等経費等の剰余による納付額約400万円も含まれておりますので、納付金の約1億3,500万円から、この約400万円を除きますと、約1億3,100万円となります。この約1億3,100万円と計画額でございます約1億800万円とを比較しますと、20%を上回る実績増となっております。

なお、指定管理者においては、事業者からの修繕要望や点検時に発見した施設の不具合について、必要な修繕を適切に実施していることを確認しております。

以上から、収支計画の達成状況は、水準を上回るといたしました。

そのほか、物品等の管理は適切に管理されており、物品報告書等にて確認しております。

また、経理・現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、適切な財務・財産の状況につきましては、収支計画の達成状況は水準を上回るとし、その他3項目は、水準どおり適切に行われていると評価いたしました。

次に、大項目の事業効果の項目について御説明いたします。

第1番目の項目、事業の取組でございます。確認項目は、適切な係船調整、背後施設との一体的運用でございますが、適切な係船調整を行うためには、背後施設との一体的運用が必要不可欠であり、指定管理者は背後ヤードや荷役機械の状況をきちんと把握した上で、係船調整を行っております。

なお、係船調整業務は、統一的な端末システムでありますNACCSが、東京港管理事務所内にあるため、人員計画に記載のとおり、常勤職員1名が東京港管理事務所ふ頭運営課内の執務室で対応しているところです。そのため、常時、業務執行状況を確認できる状況にございまして、問題なく業務を執行していることを確認しております。

また、背後施設との一体的運用についてですが、評価資料5ページ及び9ページに記載のとおり、品川公共ふ頭岸壁・栈橋において、指定管理者所有の施設と一体での舗装補修工事の発注、隣接する指定管理者所有の岸壁・栈橋にまたがった係留の実施などの運用を行っております。

以上から、この事業の取組の各確認項目は、全て水準どおり適切に行われていると評価いたしました。

第2番目の利用の状況ですが、確認項目、使用許可件数については、評価資料6ページの年度報告書に記載のとおり、平成29年度と比べ増加しております。

品川・青海ふ頭につきましては、過去3年間の平均と比較しましても、10%を超える増加となっております。これは品川・青海ふ頭における大型船対応や指定管理者所有ふ頭との岸壁相互融通等の調整業務も寄与しているものと考えております。

なお、Y1につきましては、平成29年11月1日からの供用開始であり、過去の実績がないため比較ができないことから、先ほどの事業の取組でも御説明しましたとおり、日々の係船調整業務の実施状況から問題なく実施されているものと考えております。

以上から、この利用の状況の使用許可件数は、水準を上回ると評価いたしました。

続いて、第3番目の項目、利用者の反応でございます。確認項目は、施設の維持管理状況、事故・故障対応、問合せ・要望対応、外部機関との調整対応でございます。

まず、施設の維持管理状況ですが、評価資料23ページ及び24ページを見ていただきますと、施設補修要望及び対応一覧表に記載のとおり、利用者の要望や点検時に発見した19件の不具合について、適切な維持補修を実施しております。

また、補修の際には、極力利用者へ影響のないよう、休日を活用し、工事を実施しております。

次に、事故・故障対応につきましては、事故への対応の項目でも御説明しましたとおり、8件の事例について適切に対応しております。

また、評価資料7ページに記載の問合せ・要望対応や外部機関との調整対応につきましても、利用者の要望に対し、可能な範囲で適宜適切な対応を実施しており、アンケートの

結果もおおむね良好な評価を頂いております。

以上から、利用者の反応の各確認項目は、水準どおりの評価といたしました。

続きまして、第4番目の行政目的の達成でございます。確認項目は、施設の目的達成、都及び関係機関等との連携、都の政策と連動した事業の実施、都の実施策への協力でございます。

これらの各項目につきましては、評価資料8ページ及び9ページに記載のとおり、日々の業務の中で指定管理者所有施設との一体的運営を図り、効率性を発揮するとともに、航行安全対策マニュアルを関係者と調整の上、新たに整備し、青海ふ頭等での大型船の受入れ増に結び付けております。

また、隣接するY2の暫定利用など、都の施策や方針に沿った対応を実施しております。

以上に加え、今まで御説明いたしました確認項目を総合的に判断しまして、指定管理者は公共外貿コンテナふ頭施設等の管理運営を良好に遂行していると評価しまして、各評価項目のうち、施設の目的達成を水準を上回るとし、その他3項目は水準どおりと評価いたしました。

特記事項につきましては、評価資料9ページに記載のとおりでございます。

品川ふ頭のコンテナクレーンの入替え工事では、利用者から要望を反映し、工程や工事エリアの調整を十分に行い、安全かつ確実に進めたほか、岸壁・栈橋の舗装補修工事では、指定管理者所有ふ頭と一体で補修工事を発注し、スケールメリットを生かした維持管理を実現しております。

以上を総合した結果、31評価項目のうち、水準を上回るが3項目、水準どおりが28項目となり、合計点は49点、一次評価はAといたしました。

次に、事業者の財務状況でございます。評価資料の最後にファイルいたしました財務状況の確認を御覧ください。平成30年度も平成29年度と同様に、港湾施設の管理運営事業を行うに当たり、財務状況による支障等は見受けられないと判断いたしました。

次に、特命要件の継続について御説明いたします。公共外貿コンテナふ頭施設等の指定管理者は、東京港埠頭株式会社に対し、特命しております。選定時当初の特命理由といたしましては2点ありまして、1点目が背後の荷さばき施設との一体的な管理運営が可能となること、2点目が指定管理者の豊富な管理運営実績でございます。

1点目の一体的な管理運営についてですが、東京港の公共外貿コンテナふ頭は、都のみならず、首都圏の生活と産業を支えるための国際海上物流の海と陸をつなぐ結節点としま

して、必要不可欠な公共性の高いインフラでございます。東京港の国際競争力を強化するため、その役割を十分に発揮するためには、国際海上物流を担うふ頭利用者のニーズに適時、的確に対応できる、使いやすい港づくりを進めていく必要があります、物理的に連続した施設である当該施設と背後の荷さばき施設、これはガントリークレーンとかヤードとか管理棟と一体となって管理運営されることで、効果的・効率的な管理運営が期待できます。そのため、背後の荷さばき施設を所有する東京港埠頭株式会社に特命した次第でございます。

2点目の豊富な管理運営実績ですが、同社は前身である京浜外貿埠頭公団設立の昭和42年以降、長年にわたって日本の国際物流を支える外貿コンテナふ頭の整備、管理・運営を行っており、これまでの実績とノウハウを活用し、平成21年度から平成25年度の5年間、今回、評価を実施する施設でもあるY1を除いた品川ふ頭外貿岸壁ほか3施設の指定管理者として管理運営を行ってございました。また、平成26年度から27年度までは、特例港湾運営会社として管理運営を行った実績がございます。

なお、平成21年度からの5年間の指定管理期間中につきましては、毎年の指定管理者評価委員会において、管理運営が良好であるとの評価を頂いております。

1点目の特命要件につきましては選定時と変わっておらず、また、2点目につきましては、今回の評価について御了承いただければ、引き続き良好な管理運営が実施されているものであり、特命要件が継続しているものでございます。

以上で説明を終わります。

【相田委員長】 はい。それでは、金子委員、事業者の財務状況に関して、御意見等ありましたらお願いいたします。

【金子委員】 指定管理者である埠頭㈱について、財務状況につきまして、事前に財務諸表等を見せていただき、内容を精査しましたところ、前年に比べて営業利益が減っている関係で、利益率等は下がってはいますけれども、選定時と比べて、特段、財務上の問題は発生はしていないと確認しております。

したがって、事務局作成のとおり、財務状況による、この業務の実施についての支障は認められませんでしたので、御報告させていただきます。

以上です。

【相田委員長】 ありがとうございました。

それでは、これまでの説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

【松田委員】 それでは、1点だけ御質問させていただきます。

それほど大きなことではないのですが、利用の状況のところで、使用許可件数が10%を超える利用増となっていることによって水準を上回るという評価をされていると思うのですが、これは、利用の状況が多くなると評価が高くなるという評価項目なのでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 利用の状況、使用許可件数につきましては、実際の船舶の利用状況によりまして、係船調整などもしながら円滑に受入れを行っており、使用許可件数が増えたことによって、評価を上げております。

【松田委員】 なるほど。評価自体には全く異存はないですが、この利用の状況のところで評価項目の内容は、「事業計画どおりの利用状況となっているか」と記載されているので、評価内容が「増えたから良い」としていいのかちょっと疑問を持ったのと、一方で、増えれば当然会社の御負担は増えるわけで、それにもかかわらず、きちんと人員の範囲内、金額の範囲内で滞りなく物事をこなしたことを評価しているのだという話になると、内貿の方では、それは人員配置といった項目における評価となっていたように思いますが、平そくを合わせなくてよろしいのでしょうか。

【吉田ふ頭運営課長】 そうですね。今回、基本的には使用許可件数が増えたことと、青海におきましては、特に大型船の受入れが増えており、そういった中で新しく航行安全対策マニュアルなども整備しながら、また岸壁の相互融通などの努力もすることで実績を増やしたということがございます。

【松田委員】 はい。そういうことを先ほどの内貿の方での晴海の対応では、人員配置のところで評価していたと思いますが、そのことの平そくについてどうかという質問です。

【大野委員】 晴海の場合は、客船がたくさん来ておりますが、トータルの利用人数としては増えていなかったと思うんですね。

【松田委員】 たくさん来るということですよね。

【大野委員】 乗降客数は増えるんですけれども、ホール等の利用客数を含めた全体の利用者数というのでは、それほど顕著な増がなかったと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 晴海の方は、確かに利用の状況としては、それほど評価はしておりません。

【松田委員】 いえ、申し上げているのは、要は、何が増えたにしろ、キャパシティー、経営資源に対して、多くの負荷が掛かっていることをきちんとその経営資源でやったとい

うことを評価したいわけですね。それが晴海の場合とこの場合でちょっと評価項目が違うのではないだろうかということです。今更、別に直していただかなくても結構ですけども、どの項目において何を評価したのかというのがはっきり分かるように書いておいた方がいいのではないかとというのが感想です。

つまり、キャパシティーを使う要素が増えたのに、今までの経営資源できちんとやりましたというようなことを評価したいということであれば、それを評価するのが適当である評価項目のところに書かれておかれれば結構です。一方、利用の状況という項目における記載の指定は、「事業計画どおりの利用状況となっているか」というクエスチョンになっているので、これは事業計画があったとして、上にも下にもぶれてはいけないというようにも読めます。ですので、上振れしたけれども、それに対してきちんと対応したという内容は、評価項目が違うのではないかとということです。もしそうではないのであれば、評価項目の記載の指定をそのように変えたほうがよいかと思いますし、また他の場合との平そくを合わせたほうが良いかとも思います。いずれにしても、全体として正しい評価項目にその評価内容をきちんと記載できていれば良いと思ったということです。

感想までですので、そのように委員の感想が出ましたということでお取り扱いいただければ結構です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【相田委員長】 今後、評価についての書きぶりを検討するということで良いでしょうか。どうもありがとうございました。

そのほかの御質問はございますでしょうか。金子委員。

【金子委員】 今の松田先生の話と、もしかしたらかぶるかもしれないんですけども、私が今回の評価に当たって、この外貿ふ頭という性格上、その事業効果というのは何なのかなと考えたときに、ここは我が国経済に重大な影響を与える、海から陸へ、陸から海へという形でモノを流す重要な物流の結節点ですね。先ほど吉田課長もおっしゃっていましたけれども。そこのところの操業度というか、利用密度を高めて、多くのモノを動かして我が国経済に対して貢献をしたわけですね。そうすると、操業度を高めていくことがふ頭の事業効果になると思うんですね。

ですから、それを評価できるような評価軸の設定が必要なんだけれども、先ほど松田委員も疑問に思われたのは、利用状況で利用件数が非常に増えたことだけを評価するのであれば、そういう評価軸でちゃんと明確にした方がいいんじゃないですかというのが趣旨だ

と思います。そう考えたときに、昨年度の特に青海ですよ。青海の操業度というのは前年度に比べ大きく上がっています。これだけ利用できるようにするためには、ふ頭部分だけでなく、その背後のたまった荷物の潤滑な引渡しなど関係する部門の連携を総合的に調整できた結果であったと思うんですね。だから、それに対して、今回この評価軸だと、ふ頭を動かしている仕組みの中で指定管理者の行った様々な努力のうちの一面しか評価できないし、それに対するエビデンスみたいなものもないわけですよ。

ですから、問題があるなどの評価ではないので今年の評価はこれでいいと思うんですけども、来年以降を評価するに当たって、そういうものが評価できるようなエビデンス、単に何件、船が着いたとか着かなかったとか、そういうことだけではなく、実績を残すに当たって指定管理者がどれだけ努力されたのか見えるように情報収集して、評価できる評価軸を、来年度、工夫なさった方がいいんじゃないかなと思います。エビデンスがないので、私の主観的な思いになりますが、今回30年度について、これだけ高い操業度をあげられたことはすごい努力があった結果だと思います。それに対して評価をしてあげられないのは申し訳ないと思っています。また、配点に関してもウェイトに関しても、現行、使用許可件数の評価項目の配点は1倍でしかありませんが、外貿ふ頭の機能を発揮させたことを評価していくために、もう少し大きな配点もご検討ください。

あと、もう一点、利用者の状況のところ、こちらの資料を見ると、個別の資料の7ページのところですけれども、アンケートを実施して情報を収集していると書いてあるんですけども、それについてもどういう意見が出されたのかというのが、エビデンスが全くないので、実施しているということに対しての評価しか出来ていません。問題は、利用者がどうしてこんなに東京港を使いたがるのかなと、何で青海のふ頭をこんなに使いたがるのかなど、その理由をちゃんと把握して、次のステップですよ。今後のふ頭の整備等に役立てる情報というのはいっぱいこら辺に眠っているような気がします。情報を集める対象も、船会社だけじゃないと思うんですよ。問題は、物流の流れなので、陸路を担当している会社、そこに発注している会社などが絡まって、みんなで東京港を使っているので、幅広く情報収集をして、利用者の反応というのを評価していく必要もあると思いますので、そのところをいろいろ情報収集でね。埠頭(株)と相談して、どこまでできるのかということもありますけれども、東京都としては指定管理者の努力を適切に評価したいんだということ言っていれば、向こうから情報は出てくるといいますので、そこら辺のところ利用者の反応とか、事業の取組とか、利用状況のところですね。この評価軸を

もうちょっと、実際にやっている努力が評価に反映されるような努力をなさった方がいいんじゃないかなと思います。

以上です。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。確かに実績として、この使用許可件数の1点のところだけということなので、厳しい部分もあるのかなと思います。ただ、今回は、指定管理としては、岸壁、係留施設の部分で、背後は対象になっていないんですけれども、そういったことも踏まえながら評価を考えていくということで、検討していきたいと思います。

【金子委員】 背後が流れて片づかないと船は着けられないので、そこが多分、特命している理由にもなっていると思いますので。

【吉田ふ頭運営課長】 今回、先ほどもお話ししましたが、実績が非常に伸びているのと、更に指定管理者の方で大型船、バースの規格を超える船の受入れについて、海上保安部とか水先人と協議して、航行安全の対策マニュアルを作って、船を受け入れるようにした結果、全体として船の入港数が増えております。そういった努力もありますので、その点をより評価に反映できるよう今後検討したいと思います。

あと、もう一つ、アンケートにつきましては今年度から、背後の港湾運送事業者と船舶代理店に実施をしております。施設の関係、補修要望等への対応の関係、事故・故障時の対応、管理のレベル、そういったことについて御意見を伺っております。おおむね満足していただいているという結果になっておりますが、また指定管理者とも相談しながら、今後より意見を頂けるように相談していきたいと思います。

【金子委員】 そのときに大事なのは、相対的な部分という面があって、何で東京港なんだと。何で横浜港じゃないんだろう、川崎港じゃないんだとか、千葉港じゃないんだという、相対的に選ばれている理由があるはずなんですね。そこをちゃんと把握して、相対な評価でもらうようにしないと、絶対的評価だと、いい、いいに丸ばかり付いて、何も分からないんですね。だから、相対的にどこの点がいいんですかというような情報を集められるといいのかなと思います。

【吉田ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【相田委員長】 では、宿谷委員。

【宿谷委員】 今の金子先生の話聞いて、本当に東京港ばかりに貨物が集中することで大丈夫かなと感じました。一つの要因は、国の方針、戦略港湾の方針があり、東京港に

集まる状況があると認識しています。そういった中で、この港湾をしっかりと運営されているということは非常に喜ばしいことだと思います。

そういった中で、今日の議題に沿って御質問させていただきますと、それだけ貨物が集まってきて、更に重要になってきている東京港の中で、1つ目の質問としては、管理状況の安全性の確保のところで、情報セキュリティの関係です。今回、初めて防犯への配慮ということで、標的型メールへの訓練を実施されたこと、大変よろしいことだと思います。

これとその次の法令等の遵守のところ、資料の3ページです。これは個人情報の取扱いに関しても関係者に全員受講させるような形で、情報セキュリティ研修をされていると書かれていますが、実施状況について、一つ確認させてください。一般的に情報セキュリティ研修というのは、全社員が基本でやっています。標的型メールは全ての社員に対して、ほぼ同じレベルのリスクがあります。関係者は全員とされていますけれども、私の意見としては、全員参加の中でやってはどうかと思いますけれども、状況についてお伺いしたいのが1点目です。

それから、2つ目としては、資料の7ページの事業効果のところです。利用者の反応に関して、問合せ・要望の対応をしているとのことですが、ここのところは本当に資料が微に入り細に入り作られています、内容について確認ができればと思います。

7ページの下の段のところに、指定管理者において、利用者から月1回程度、施設利用について意見を伺う機会を設けていて、先ほどの御説明の中では、全体的に前向きの意見が多かったというような御説明がありました。恐らくハードの部分ではなくて、使い勝手の部分が多く意見として出ているのではないかと思います。どのような意見が出て、どのように対処されているのか、問題意識を持たれているのか、特筆的なものがありましたら教えていただければと思います。

以上、2点です。

【事務局】 事務局からよろしいでしょうか。先ほどの標的型メールにつきましては、申し訳ございません。こちらは記載がなかったんですけど、会社としてやっておりますので、対象者は全社員対象ということでございます。

【宿谷委員】 3ページの一番上の個人情報保護の取組について、関係者は全員受講となっていますが、恐らくこれは全社員ではないと思われますがいかがですか。

【事務局】 そうですね。28ページの、例えばeラーニングを使った情報セキュリティ研修などについては、これはネットを使っていますので、全社員対象になってございま

す。

【宿谷委員】 分かりました。

【事務局】 要望につきましては、修繕要望等にも表れているんですけども、例えば舗装が少し、わだちがあるので早めに直して欲しいとか、あとは、これは主に東京都側の原因ではあるんですけど、例えば防舷材とかが老朽化しているので、交換を進めてもらいたいとか、そういったハード面の要望が多くございまして、指定管理者において対応できるものにつきましては、速やかに対応しているところでございます。

【宿谷委員】 分かりました。それから、今回の案件とは少し離れるかもしれませんが、東京港全体の中での待機時間がどんどん増えています。その中で今、貨物自体も東京港にさらに集まる傾向があり、恐らくこの状況が更に続くと、通常の対応では難しくなることが今後出てくると思います。現状東京都さんの範囲内での連携を上手く図っている状況ですけども、この先に行くと、恐らくふ頭間の連携ですとか、あるいは港湾全体の自動化ですとか、全体としての効率化、省人化を図っていくということが課題になってくると思います。

僕は以前、香港とドイツに赴任していきまして、香港のときは、香港港、深圳港で最新設備の説明を受けたり、欧州ではハンブルクや、お隣のロッテルダム等の状況を見てきました。すると、東京都さんも含めて、国を挙げて進めていく事項がまだまだあるのではないかと感じています。

オリンピックに向けて、お盆明けから貨物の取卸しの時間、トラック関係の集配の時間も試験的に広げてみるようですけども、これも含めて、東京港の発展に努力いただければと思います。これはあくまで要望、意見ですけども、よろしくお願いいたします。

以上です。

【鈴木振興課長】 私の方から御説明させていただきます。ハード整備としましては、今年度Y2が供用開始する予定で、今後Y3もできて、新規のコンテナターミナルの整備と併せて既存のふ頭の再編をいたします。これにより、今課題となっている渋滞への対策を行っていきます。ソフト対策としては、先ほど委員からもお話がありましたゲートオープン時間の拡大ですとかストックヤード。大会に向けて、そういったソフト対策もやっていっております。

あとは、最新技術を活用したターミナル運営につきましても、検討をこれから始めようとしていますので、いろいろな角度から渋滞対策も含めて検討していきたいと考えており

ます。貴重な御意見ありがとうございました。

【宿谷委員】 よろしくをお願いします。

【相田委員長】 御要望ということでよろしいでしょうか。

【宿谷委員】 それは要望です。直には関係していないのは承知しております。

【相田委員長】 先ほど金子委員の方からも、貨物の取扱い、寄港数が増えていることの原因をアンケート等で把握するという話もありましたけれども、基本的には今、輸入の貨物が相当多くなっていることから、消費地に一番近い東京港が最もコストが安いということで貨物が集中している現状があります。それについては、基本的には、実需があるということですから、それにきちんと対応していくのが行政の務めだと考えております。今、課長の方からも説明がありましたが、様々な対策を実施して、混雑の緩和に向けて努力をしているところではあります。

埠頭㈱も一緒に努力をしているところでありまして、今回、岸壁の評価ということなのですが、今までの議論を聞いていくと、背後の業務との関連性について、御意見が多かったかと思います。厳密にこの指定管理業務を評価するに当たって、背後の取組を持ってきて評価するというのは、若干区分がややこしくなってしまうところもあるんですが、ただ、もともとは切っても切れない関係にあるので特命しているということもありますので、多少、埠頭㈱の努力が分かるような形での評価を書き込んでいくということは、次回に向けて少し検討が必要かと思います。

そのほか何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一次評価と皆様の御意見を踏まえまして、お手元の資料3、第2（2）の二次評価の評価基準に基づきまして、公共外貿コンテナふ頭施設について、管理運営が良好であった施設と評価され则认为ます。したがいまして、Aとして決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【相田委員長】 はい。そのように決定させていただきます。

ただいまをもちまして、本日予定しておりました審議が終了いたしました。今後の予定等について、事務局からお願いいたします。

【鈴木振興課長】 今後の御予定ですが、本日の議事録を作成しまして、後日ホームページ等で公開いたします。

また、本委員会における二次評価に基づきまして東京都で総合評価を決定し、総合評価

結果についてプレス発表するとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

以上をもちまして、指定管理者評価委員会を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

【相田委員長】 ありがとうございました。

— 了 —